

令和8年1月6日

令和8年1月8日更新

千葉マリンスタジアム再構築事業に係る事業協力者公募  
参加申込に関する質問回答書

千葉マリンスタジアム再構築事業に係る事業協力者公募の参加申込に関する質問について以下のとおり回答します。

No.	文書名	頁数	見出番号	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	1	1	<用語の定義>	事業協力者は代表構成員及び構成員で構成されるもので、協力企業は該当しないという理解で良いでしょうか。	(令和8年1月8日更新) 事業協力者は「代表構成員および構成員」で構成される応募者を指し、協力企業は応募資格や参加要件には含まれません。 提案内容の実現性や事業遂行能力を評価する際ににおいても、評価の中心はあくまで応募者（代表構成員および構成員）の責任体制・実績・提案内容になりますが、協力企業の役割や関与状況も応募者の評価の参考とすることが考えられます。このため、協力企業の関与を記載する場合は、役割や具体的な貢献内容を明確にしてください。

No.	文書名	頁数	見出番号	項目名	質問事項	回答
2	募集要項	2	1 (1)	公募の目的	「スタジアム整備・運営の事業主体（事業実施者）として、本事業への参画の意思を有する事業協力者を募集」とありますが、スタジアムは事業実施者（事業実施者が組成した SPC 等を含む）が建築主となって整備し、千葉市に譲渡するご想定でしょうか。 P23（7. 優先交渉権者選定手続き（2）基本計画の策定）に「事業協力者が拡張機能及びベース機能の一部の整備・運営を担う事業者となることを想定」とあり、また P24（8. 事業実施者について（1）事業実施者の決定について）に「事業実施者には、事業実施判断以降、設計、建設工事等費用について応分の負担をして頂く予定」とあり、これらの違いを把握したい主旨になります。	事業実施者には本市及び株式会社千葉ロッテマリーンズとともに、スタジアム整備・運営の事業主体の一者として、本事業へ参画頂きますが、スタジアム整備・運営の事業スキーム（発注形態含む）は、基本計画において検討することから、現時点では未定です。なお、発注形態の如何に関わらず、事業実施者にスタジアムの建設工事等費用の分担をしていただく方向で検討する予定です。
3	募集要項	2	1 (3)	事業協力者の扱いについて	「基本計画の策定過程で、本市・株式会社千葉ロッテマリーンズ・事業協力者の三者間で事業内容や役割分担等について合意が得られた場合に、選定組織による審査等を経て、当該事業協力者を事業実施者として決定する場合があります。」とありますが、必要な役割を補うために、事業実施者として選定された後に、他の構成員を追加することは可能でしょうか。	事業実施者の決定後においても、基本計画策定過程で三者間で合意し、選定組織の審査等を経て決定した内容の範囲内で構成員の追加・変更は可能です。 事業実施者を決定した際には、事業の推進について本市、株式会社千葉ロッテマリーンズ、事業実施者の三者で協定を締結することを想定していますが、事業実施者の構成員を追加・変更する際には、対象の事業者が事業実施者の構成員として適切であるかどうか、本市と株式会社千葉ロッテマリーンズで確認させていただき、再度三者協定を締結することとなります。
4	募集要項	10	3 (2) ウ (ウ)	参加申込時提出書類	「参加申込時提出書類」に関し、「様式第3号：経理状況調書」及び「様式第4号：資力・信用力等確認書」に記載する財務内容については、申込者である法人の連結決算データ（申込者の子会社含む決算データ）と単体決算データのどちらを記載すべきでしょうか。	様式第3号：経理状況調書、様式第4号：資力・信用力等確認書とともに、応募者の法人の単体財務諸表と、連結財務諸表の両方に基づくものを提出してください。 なお、様式第3号、様式第4号について、提出期限を令和8年1月16日（金）まで延長いたします。
5	募集要項	10	3 (2) ウ	参加申込書の提出	様式第3号「経理状況調書」は単体の財務諸表を記載することで問題ないか。	

No.	文書名	頁数	見出番号	項目名	質問事項	回答
6	募集要項	10	3 (2) ウ (ウ)	参加申込時 提出書類	様式第2号への添付書類として、「添付5：連結財務諸表等」と記載されていますが、本資料は、申込者に親会社が存在する場合、当該親会社の財務諸表等資料を示しているのでしょうか？	今回は親会社の財務諸表等資料の確認は行いません。 ただし、P11 3 (2) ウ(ウ)b 添付書類5に記載のとおり、提出して頂いた書類を確認したうえで、追加の資料をお願いすることもあります。
7	募集要項	9	3 (2)	募集手続き	企画提案書の提出までの間、市との対話の機会はないか。電話等により随時問い合わせを行うことは可能か。公募期間が極めて短いことから、質疑等については柔軟に対応いただきたい。	参加資格者間の公平性を保つため、参加資格者に対する説明会と、企画提案に関する質問を市との対話機会とさせて頂いております。 なお、応募者間での共有が問題ない簡易な質疑については、柔軟に対応させていただきます。
8	募集要項	10	3 ウ	参加申込書 の提出	協力企業として参加する企業は、提出資料内に企業名を記載する項目は御座いますでしょうか。	参加申込時提出書類に協力企業を記載する項目はございません。
9	募集要項	11	3 (2) ウ	参加申込書 の提出 b	添付書類6「事業参画実績を示すもの」の内容について教えていただきたい。 応募資格要件における「日本国内において、敷地面積10,000m <sup>2</sup> 以上の～～実績を有すること。」を満たす実績について示すことを求めているものか。	ご理解のとおり、P15 4 (1) ウ(ア)単独企業、グループ応募の代表構成員の実績要件を確認させて頂くためのものです。 会社案内やパンフレット等を想定しております。 プレスリリースや案件概要書等でも問題ございません。 また、上記実績要件が確認できれば契約書や図面等のご提出は不要です。
10	募集要項	11	3 (2) ウ (ウ)	参加申込時 提出書類 b	添付書類6：「事業参画実績を示すもの」というのは、プレスリリースや自社で作成した案件概要書等でも問題ありませんでしょうか。契約書や図面等のご提出も必要となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	募集要項	11	3 (2) ウ (ウ)	参加申込時 提出書類 b	添付書類3：定款に原本証明は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	募集要項	12	3 (2) エ	参加資格審 査の結果通 知(ウ)	参加申込をした後に参加辞退をした企業が、他の応募者グループの構成企業として参加することは可能でしょうか。	本公募期間においては、企画提案書提出までの間、構成員の変更が可能です。参加辞退をした企業が他の参加資格者グループの構成員となることは妨げません。
13	募集要項	12	3 (2) オ	参加資格者 に対する説 明会	本説明会は他参加者と共同での開催を想定しているのか。個別に開催していただけるのか。	説明会については共同開催を予定しています。

No.	文書名	頁数	見出番号	項目名	質問事項	回答
14	募集要項	13	3 (2) キ	企画提案書の受付	参加申込までの時間が極めて限られているため、単独で参加申込をしたのち、企画提案書の提出段階で他の参加申込をした事業者と共にグループとして提案提出することを想定しているが、その場合に必要な手続きについてご教示いただけたい。	2者の応募者のうち、統合後の応募者の代表構成員とならない応募者が参加辞退届（P13 3 (2) エ(イ) 参加辞退について を参照ください）を提出してください。 その後、統合後の応募者の代表構成員となる事業者が企画提案書提出時に所定の様式（様式第12号：構成員の追加・変更届出書）を提出してください。
15	募集要項	14	3 (4) カ	その他	「事業協力者（下図参照）として参画したものが事業実施者となった場合、受注者になることができない可能性があります」とありますが、左右いずれも協力企業は該当しない（受注者になることができる）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	募集要項	14	3 (4) カ	その他	「事業協力者（下図参照）として参画したものが事業実施者となった場合、受注者になることができない可能性があります」とありますが、その可否はどのような基準で判断されるでしょうか。	設計・建設工事の発注については、基本計画において発注方法を検討しますが、事業スキームや発注形態を踏まえ、公募の公平性を損なわないような参加資格要件を設定する予定です。
17	募集要項	14	3 (4) カ	その他	「ベース機能と拡張機能の発注方法については基本計画で検討します。」とありますが、事業協力者が事業実施者として参画した場合の受注制限について、ベース機能・拡張機能で取り扱いが異なる可能性がありますでしょうか。	基本計画において発注方法を検討しますので、ベース機能、拡張機能で受注制限の取扱いが異なる可能性もあります。
18	募集要項	14	3 (4)	その他 公募手続きにあたっての留意事項	協力企業に参加制限はあるか。	協力企業について、本市は関知しません。

No.	文書名	頁数	見出番号	項目名	質問事項	回答
19	募集要項	14	3 (4)	その他公募手続きにあたっての留意事項	事業化検討・技術的検討・交通計画検討の業務受託者が、本公募に構成員または協力企業として関与することは可能か。	<p>事業化検討・技術的検討・交通計画検討（以下、各業務）において、企画提案参加資格を有すると認められた者（以下、参加資格者）は、本公募の参加申込時には応募者にはなれないこととします。</p> <p>募集要項の以下の箇所に追記します。</p> <p>「4. 参加資格要件等 (1) 参加資格 ウ 応募資格要件 (イ) 全応募者の応募不可要件（以下のいずれかに該当する場合は応募不可）」</p> <p>ただし、上記の参加資格者のうち、各業務の優先交渉権者となれなかった者は、本公募の企画提案書締切までの間、構成員として追加・変更が可能です。</p> <p>一方で、各業務の優先交渉権者となった者は、構成員として追加・変更することはできません。</p> <p>協力企業について、本市は関知しませんが、各業務の優先交渉権者となった者からは、事業協力者公募期間中に各業務の委託契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨誓約書をご提出いただく予定です。</p>
20	募集要項	15	3 (4)カ	その他	<p>&lt;応募者と協力企業のイメージ&gt;に記載されている図から協力企業は応募者に含まれないと読み取れます。</p> <p>事業協力者に選定された代表構成員・構成員の協力企業は本計画のベース機能・拡張機能の設計業務・建設工事を受注することは可能という認識で宜しいでしょうか。</p>	<p style="color: red;">(令和8年1月8日更新) 協力企業は応募者には含まれないため、現時点では設計業務や建設工事の受注を制限していません。 事業協力者が事業実施者に移行することになった場合、その時点で協力企業であった者の受注の可否については、公平性の確保を踏まえて取扱いを決定しますので、最終的な判断は基本計画の検討</p>

No.	文書名	頁数	見出番号	項目名	質問事項	回答
21	募集要項	15	3 (4) カ	その他	設計・建設企業が協力企業となる場合、「基本計画策定後に本市が発注する千葉マリンスタジアム再構築事業にかかる設計業務、建設工事については、公募の公平性の観点から、事業協力者（下図参照）として参画した者が事業実施者となった場合、受注者になることができない可能性があります。」には該当しますでしょうか。	で行います。
22	募集要項	15	4 (1)	参加資格	基本計画策定支援業務委託に応募している企業も本公募への参加は可能でしょうか。	<p>事業化検討・技術的検討・交通計画検討（以下、各業務）において、企画提案参加資格を有すると認められた者（以下、参加資格者）は、本公募の参加申込時には応募者にはなれないこととします。</p> <p>募集要項の以下の箇所に追記します。</p> <p>「4. 参加資格要件等 (1) 参加資格 ウ 応募資格要件          (イ) 全応募者の応募不可要件（以下のいずれかに該当する場合は応募不可）」</p> <p>ただし、上記の参加資格者のうち、各業務の優先交渉権者となれなかった者は、本公募の企画提案書締切までの間、構成員として追加・変更が可能です。</p> <p>一方で、各業務の優先交渉権者となった者は、構成員として追加・変更することはできません。</p> <p>協力企業について、本市は関知しませんが、各業務の優先交渉権者となった者からは、事業協力者公募期間中に各業務の委託契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨誓約書をご提出いただく予定です。</p>

No.	文書名	頁数	見出番号	項目名	質問事項	回答
23	募集要項	15	4 (1)イ	応募者の条件	応募者として参加する企業が、今回の提案時点で、他応募者の協力企業となることが認められるのか。公募要項より、連携が想定される企業が限定され、事業実施する上でその協力が必要だと考えられる。	(令和8年1月8日更新) 協力企業について、本市は関知しません。 協力企業については、応募資格や参加要件の制約は設けていませんので、他応募者の協力企業となることは可能です。 ただし、協力企業は応募者には含まれませんので、評価の中心はあくまで応募者（代表構成員および構成員）の責任体制・実績・提案内容です。一方で、企画提案時に協力企業の関与を記載いただいた場合は、提案内容の実現性や事業遂行能力を補完的に評価するため、協力企業の役割や具体的な貢献内容を応募者の評価の参考とすることが考えられます。このため、協力企業の関与を記載する場合は、役割や具体的な貢献内容を明確にしてください。
24	募集要項	15	4 (1)イ	応募者の条件(オ)	「企画提案書提出後に構成員を変更することは認められません。」と記載されておりますが、事業協力者に選定後、千葉市・マリーンズ球団との協議内容によって構成員の追加・変更は可能でしょうか。  また、協力企業についても追加・変更は可能でしょうか。	事業協力者決定後の構成員の追加・変更は本市及び株式会社千葉ロッテマリーンズとの協議により決定します。  協力企業について、市は関知しません。
25	募集要項	15	4 (1)イ	応募者の条件(カ)	協力企業は他グループへの重複参加も可能となりますでしょうか。	協力企業について、市は関知しません。
26	募集要項	15	4 (1)ウ	応募資格要件(ア)	実績要件は事業者として選定されれば完工前でもよろしいでしょうか。	竣工した実績でのご提出をお願いします。
27	募集要項	18	5 (1)	企画提案書の作成要領	スキーム図で協力企業を記載する場合、協力企業についても企業名を伏せるべきでしょうか。	応募者の企業名を判別できないようにする必要がありますが、協力企業の企業名記載は任意です。
28	募集要項	18	5 (2)ア	提出様式(ウ)		

No.	文書名	頁数	見出番号	項目名	質問事項	回答
29	募集要項	23	7	優先交渉権者選定後の手続き	今回の提案に応募して、事業協力者に選ばれなかった場合、基本計画策定の段階で、事業協力者に選ばれた者に協力（合流）することは可能か。（本件提案のスコープが広範に及ぶこと、また、提案までの期間が限られていることから、提案内容の範囲が重複しない限りにおいて、基本計画策定の段階で提案企業どうしが協力し合うことが考えられるため。）	事業協力者決定後の構成員の追加・変更は本市及び株式会社千葉ロッテマリーンズとの協議により決定します。